

後期高齢者の窓口負担割合の在り方等について

第2章 各分野の具体的方向性

3. 医療

(2) 大きなリスクをしっかりと支えられる公的保険制度の在り方

① 後期高齢者の自己負担割合の在り方

人生100年時代を迎える中、高齢者の体力や運動能力は着実に若返っており、高い就業意欲の下、高齢期の就労が大きく拡大している。こうした中で、年齢を基準に「高齢者」と一括りにすることは現実に合わなくなっており、元気で意欲ある高齢者が、その能力を十分に発揮し、年齢にかかわらず活躍できる社会を創る必要がある。

このため、70歳までの就業機会確保や、年金の受給開始時期の選択肢の拡大による高齢期の経済基盤の充実を図る取組等にあわせて、医療においても、現役並み所得の方を除く75歳以上の後期高齢者医療の負担の仕組みについて、負担能力に応じたものへと改革していく必要がある。これにより、2022年にかけて、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、現役世代の負担が大きく上昇することが想定される中で、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築する。

具体的には、以下の方向性に基づき、全世代型社会保障検討会議において最終報告に向けて検討を進める。同時に、社会保障審議会においても検討を開始する。遅くとも団塊の世代が75歳以上の高齢者入りする2022年度初までに改革を実施できるよう、最終報告を取りまとめた上で、同審議会の審議を経て、来年夏までに成案を得て、速やかに必要な法制上の措置を講ずる。

- ・ 後期高齢者(75歳以上。現役並み所得者は除く)であっても一定所得以上の方については、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方については1割とする。
- ・ その際、高齢者の疾病、生活状況等の実態を踏まえて、具体的な施行時期、2割負担の具体的な所得基準とともに、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の高齢者の生活等に与える影響を見極め適切な配慮について、検討を行う。

全世代型社会保障検討会議 第2次中間報告(令和2年6月25日)(抄)

第1章 はじめに

1. これまでの検討経緯

全世代型社会保障検討会議は昨年12月に中間報告を公表し、昨年末の時点における検討成果について中間的な整理を行った。(略)。

本年は2月19日に第6回会議を開催後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、審議を一時中断した。当初の予定では、本検討会議は本年夏に最終報告を取りまとめる予定であったが、こうした状況を踏まえ、最終報告を本年末に延期することとした。これに伴い、第2回目の中間報告を行うこととした。

本年度の最終報告に向けて、与党の意見も踏まえ、検討を深めていく。

第2章 昨年の中間報告以降の検討結果

昨年12月の中間報告以降、本検討会議において検討したテーマについての検討結果は以下のとおり。

4. 医療

昨年12月の中間報告で示された方向性や進め方に沿って、更に検討を進め、昨年末の最終報告において取りまとめる。

後期高齢者の窓口負担割合及び高額療養費自己負担限度額

区 分	判定基準	負担割合	外来のみの 月単位の上限額 (個人ごと)	外来及び入院を合わせた 月単位の上限額 (世帯ごと)
現役並み所得 約130万人 (約 7 %)	課税所得145万円以上 年収約383万円以上	3割	収入に応じて80,100～252,600円 ＋(医療費－267,000～842,000円)×1% ＜多数回該当：44,400円～140,100円＞	
一般 約945万人 (約52%)	課税所得145万円未満 住民税が課税されている世帯(※)で年収383万円未満	1割	18,000円 〔 年14.4万円 〕	57,600円 ＜多数回該当：44,400円＞
低所得Ⅱ 約435万人 (約24%)	世帯全員が住民税非課税 年収約80万円超			24,600円
低所得Ⅰ 約305万人 (約17%)	世帯全員が住民税非課税 年収約80万円以下		8,000円	15,000円

※ 一般の年収は、課税所得のある子ども等と同居していない場合は「155万円超」、同居している場合は「155万円以下」も含む。

注) 年収は、単身世帯を前提としてモデル的に計算したもの。
人数は後期高齢者被保険者の所得状況等実態調査における令和2年7月時点のもの。

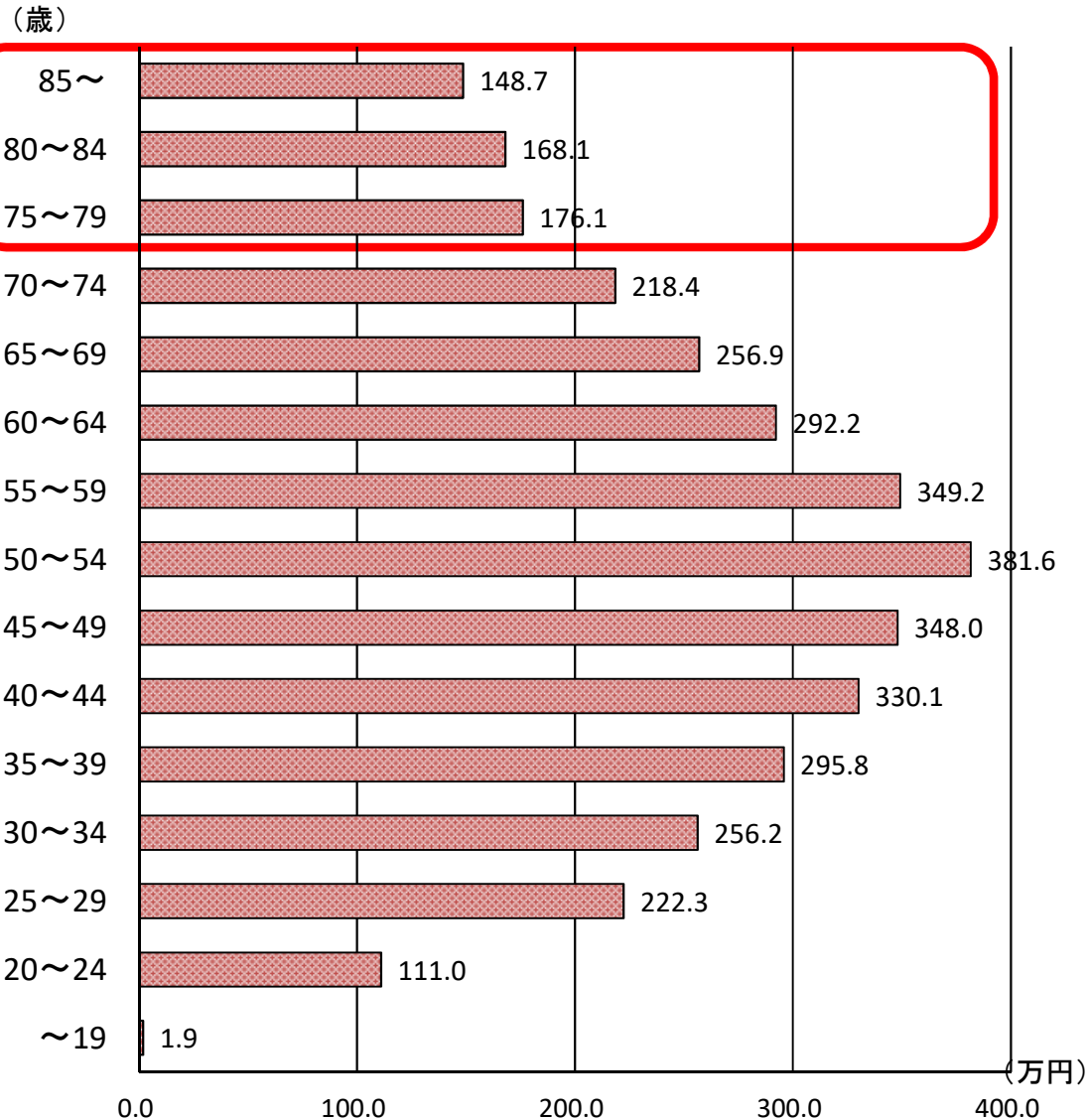
計：約1815万人

1－1 後期高齢者の所得の状況等について

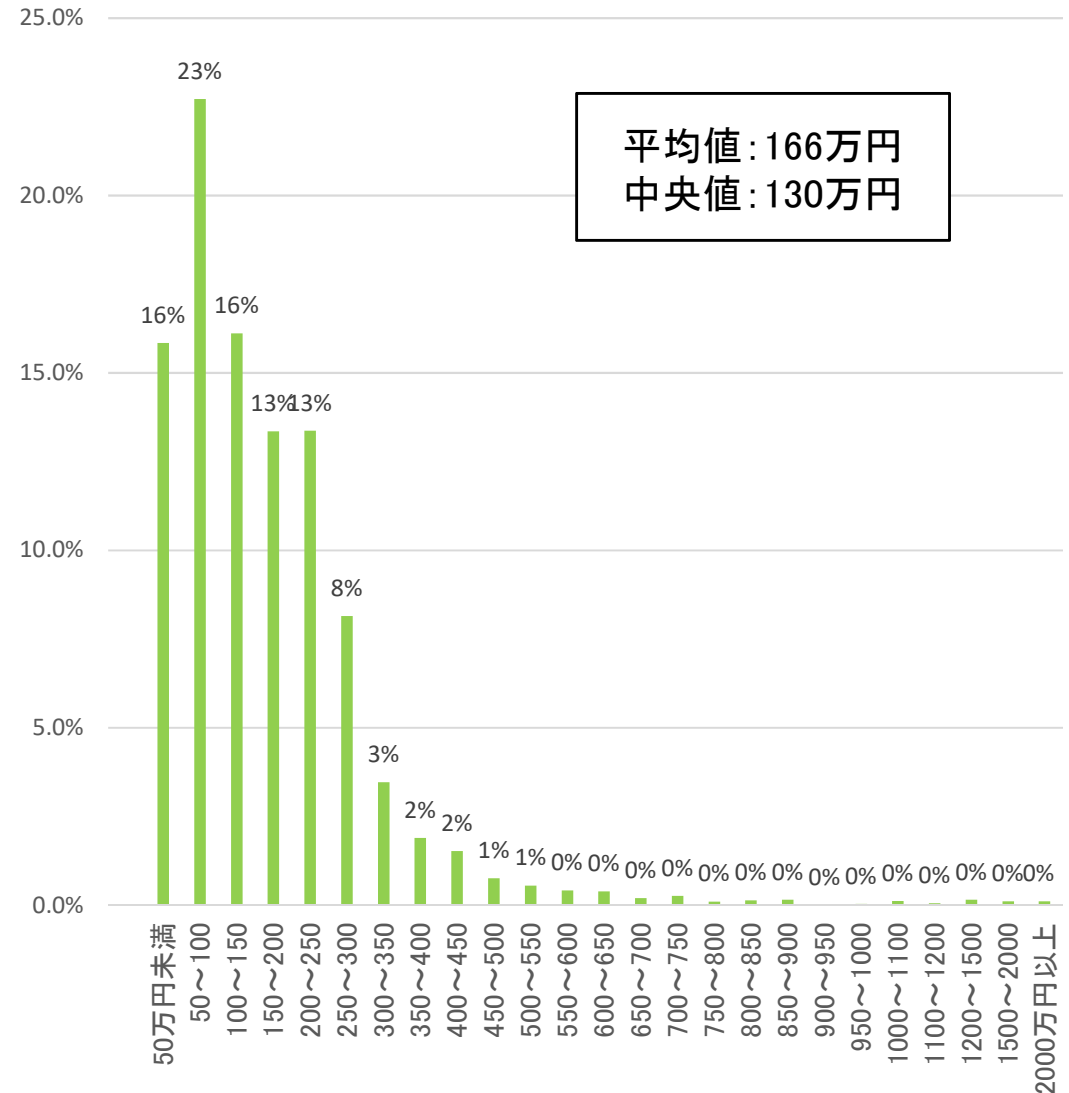
高齢者の収入の状況

- 平均収入は、50～54歳を頂点に、年齢を重ねるにつれて低下。
- 75歳以上個人の収入は、50%以上が150万円未満の階層に分布している。

＜年齢階層別の平均収入＞



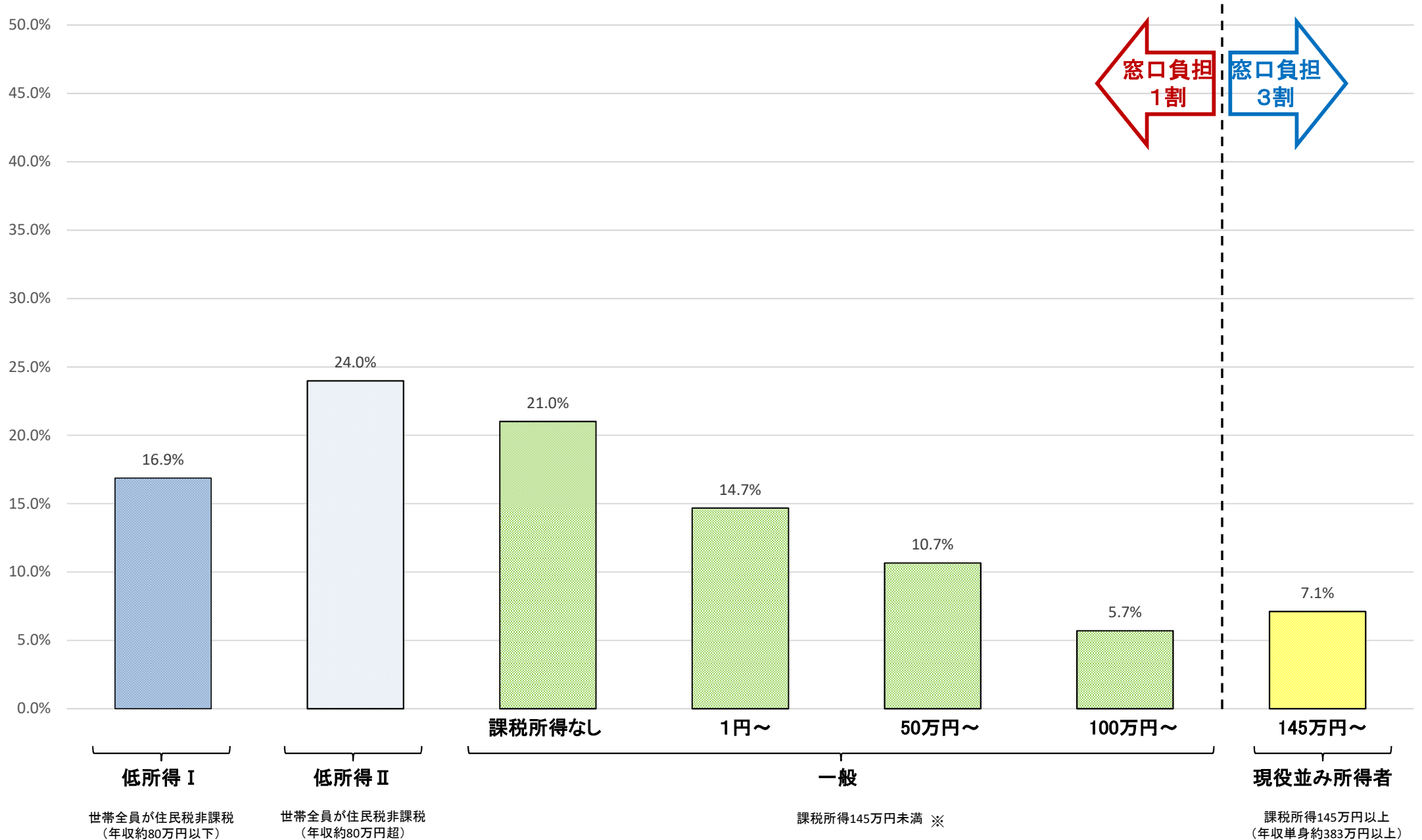
＜75歳以上個人の収入額の分布＞



【出典】2019年(令和元年)国民生活基礎調査(抽出調査)

※ 「収入」は、給与収入、年金等については給与所得控除、公的年金等控除を適用する前の金額。(事業収入等に係る仕入原価や必要経費は差し引いている)

後期高齢者医療制度加入者の課税所得分布



出典：令和2年7月時点の後期高齢者被保険者の所得状況等実態調査による令和元年の課税所得

後期高齢者制度の被保険者について、世帯内の被保険者の最大課税所得の階級別に集計。（例：夫100万円と妻0円の世帯の場合には、100万円2名とカウント）

※ 課税所得のある子ども等と同居していない場合は年収「155万円超」、同居している場合は年収「155万円以下」も含む。

(参考) 後期高齢者医療における所得等の範囲の比較

収入	事業収入、給与収入、年金収入 等			
所得		雑損失の繰越控除	純損失の繰越控除 ※	必要経費、給与所得控除、 公的年金等控除、特別控除 等
			※青色申告者のみ	
課税所得	所得控除 (基礎控除、配偶者控除、 社会保険料控除等)	雑損失の繰越控除	純損失の繰越控除 ※	必要経費、給与所得控除、 公的年金等控除、特別控除 等
			※青色申告者のみ	

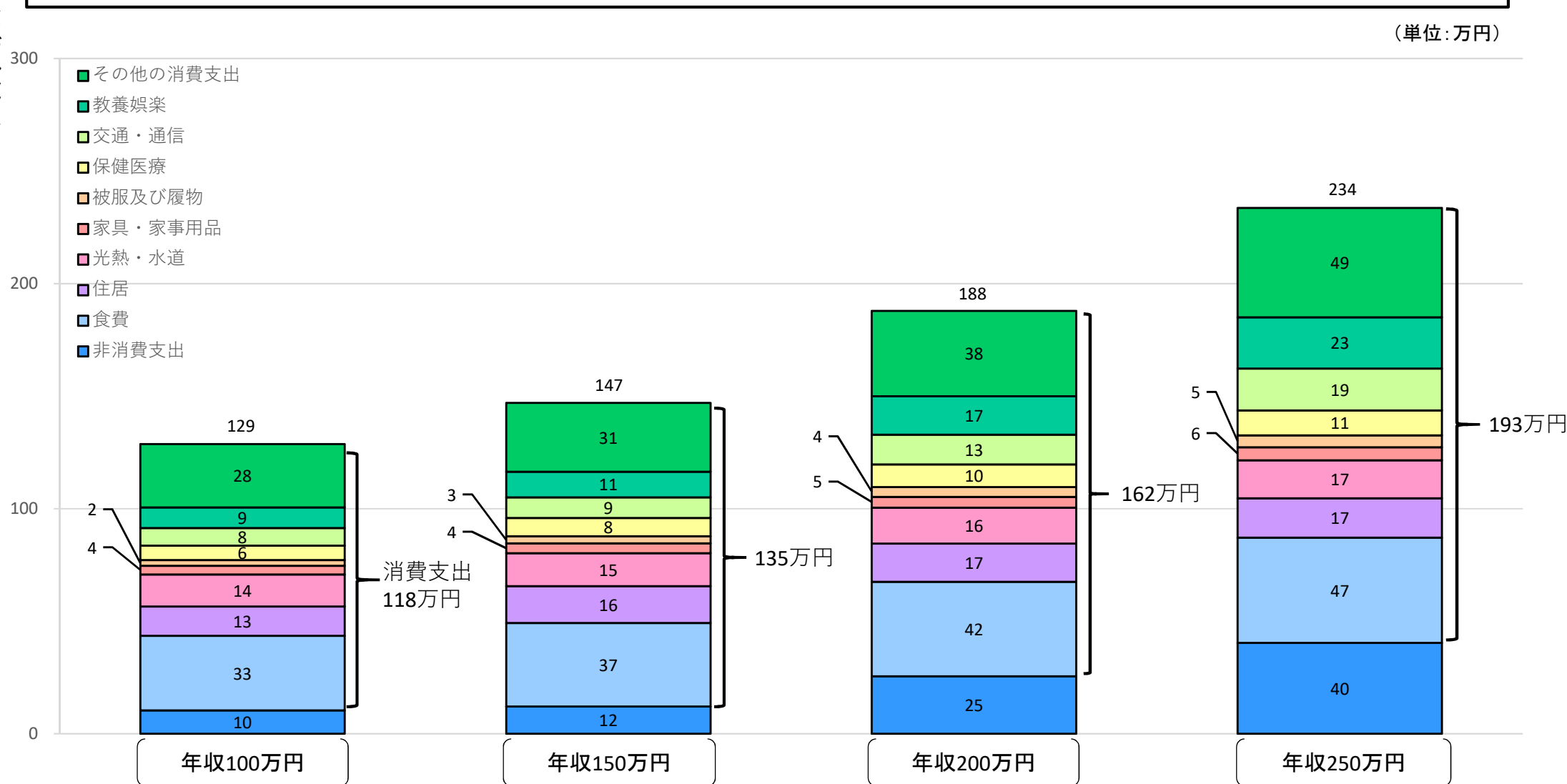
※上図の所得は、「総所得金額等」。なお、「合計所得金額」は総所得金額等に純損失・雑損失の繰越控除を足したもの。

75歳以上の単身世帯の収入と支出の状況(年収別モデル)

単身世帯

○ 75歳以上の単身世帯について、年収50万円階級ごとに、現行制度を基に非消費支出（税・社会保険料）を推計するとともに、一定の仮定に基づき、平均的な消費支出を推計し、収入と支出の状況をごく粗くみたもの。

(単位:万円)



※1 「非消費支出」は、各年収を基に現行の税率や社会保険料率を用いて計算した住民税・所得税及び社会保険料額と家計調査上の「他の税」×12ヶ月分の合計額。なお、「他の税」は固定資産税などを含む支出項目であるが、最小項目であるためその内訳を細分化することができない。

※2 消費支出は、家計調査(平成30年)の75歳以上単身・無職世帯により厚生労働省保険局で作成。それぞれの年収水準から±50万円以内にあるサンプルの平均値を取っている。

それぞれのサンプル数は250万円±50万円は78世帯、200±50万円は123世帯、150±50万円は100世帯、100±50万円は58世帯。

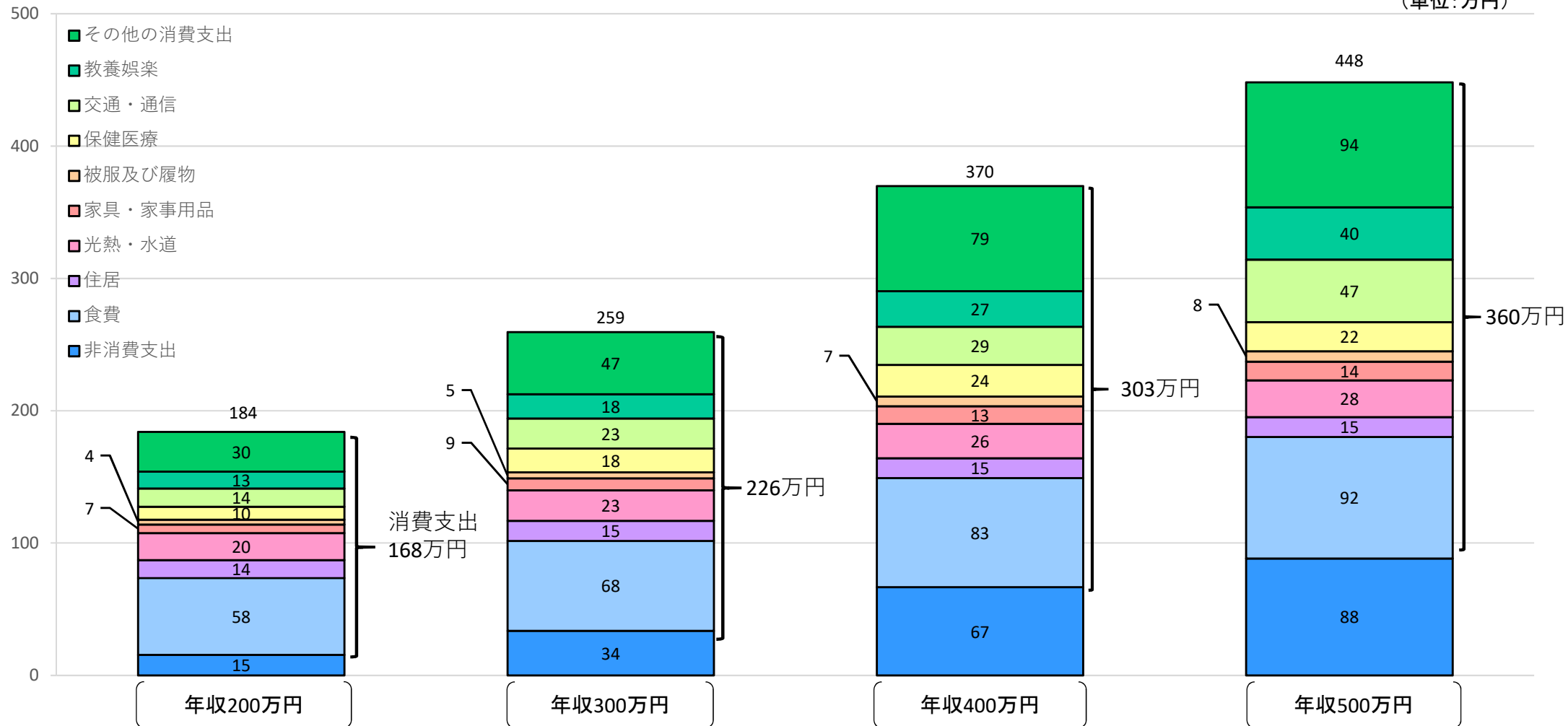
※3 平成30年の家計調査の利用に当たっては、消費税率の8%から10%への見直しによる支出増分を推計し、消費支出に上乗せしている。具体的には、「酒類・外食以外の食料」、「家賃地代」、「教育」、「非消費支出」以外の支出について、消費税率の引上げ(2%分)分を算出し、消費支出に加えている。

75歳以上の夫婦2人世帯の収入と支出の状況(年収別モデル)

夫婦世帯

○ 75歳以上の夫婦2人世帯について、年収100万円階級ごとに、現行制度を基に非消費支出（税・社会保険料）を推計するとともに、一定の仮定に基づき、平均的な消費支出を推計し、収入と支出の状況をごく粗くみたもの。

(単位:万円)



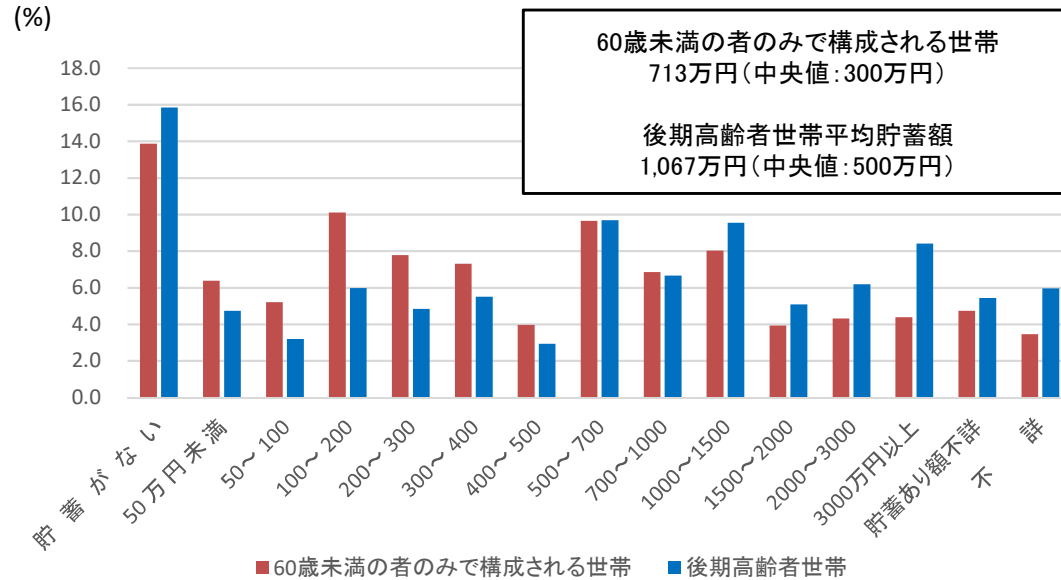
※1 「非消費支出」は、各年収を基に現行の税率や社会保険料率を用いて計算した住民税・所得税及び社会保険料額と家計調査上の「他の税」×12ヶ月分の合計額。なお、「他の税」は固定資産税などを含む支出項目であるが、最小項目であるためその内訳を細分化することができない。

※2 消費支出は、家計調査(平成30年)の75歳以上夫婦・無職世帯により厚生労働省保険局で作成。それぞれの年収水準から±50万円以内にあるサンプルの平均値を取っている。それぞれのサンプル数は500±50万円は58世帯、400±50万円は144世帯、300±50万円は220世帯、200±50万円は86世帯。

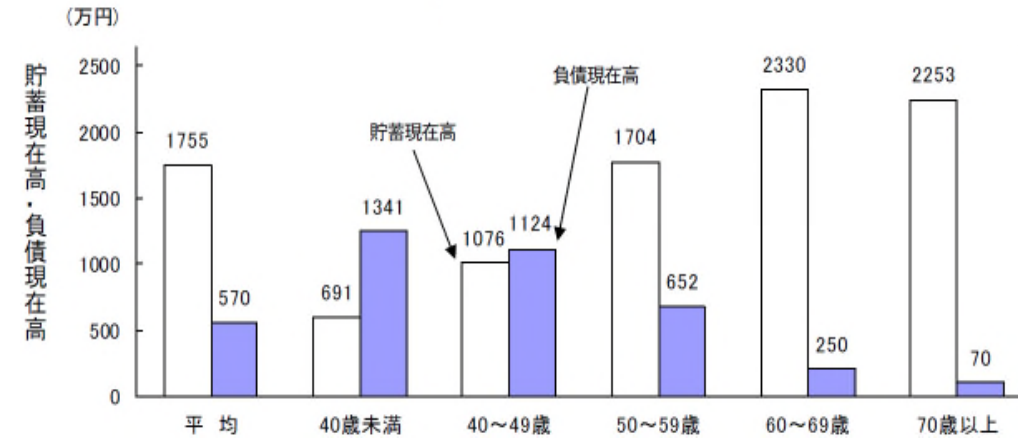
※3 平成30年の家計調査の利用に当たっては、消費税率の8%から10%への見直しによる支出増分を推計し、消費支出に上乗せしている。具体的には、「酒類・外食以外の食料」、「家賃地代」、「教育」、「非消費支出」以外の支出について、消費税率の引上げ(2%分)分を算出し、消費支出に加えている。

後期高齢者世帯の貯蓄の状況等

＜後期高齢者世帯の貯蓄額の分布＞



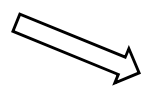
＜世帯主の年齢階級別貯蓄・負債現在高(2人以上の世帯)＞



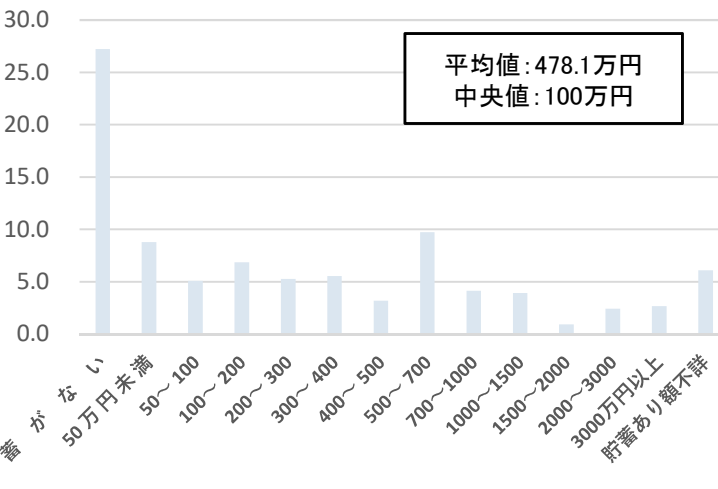
※ 後期高齢者世帯とは、75歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

[出典]総務省「家計調査年報(貯蓄・負債編)」令和元年(2019年)

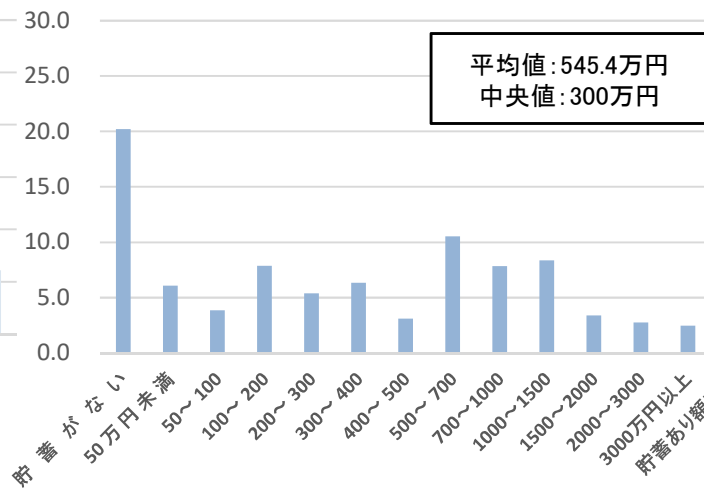
※ 2019年(令和元年)国民生活基礎調査(保険局高齢者医療課による特別集計)による2018年(平成30年)の数値。



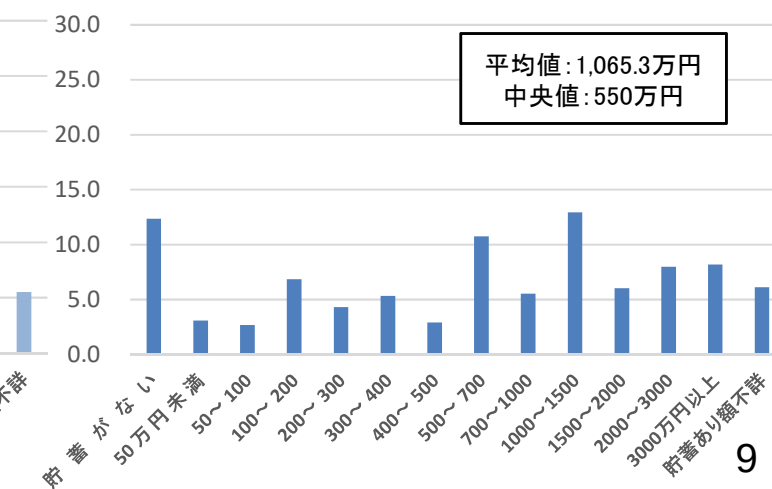
＜100万未満の年収世帯の分布＞



＜100万～200万の年収世帯の分布＞



＜200万～300万の年収世帯の分布＞



直近の家計の収支状況(令和元年・2年家計調査)

65歳以上の
夫婦無職世帯

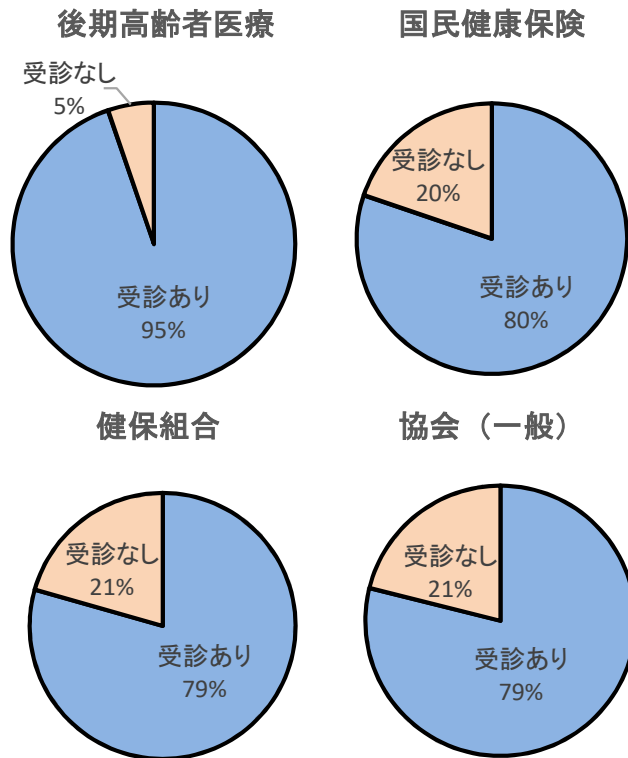
用 途 分 類	2019年						2020年					
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
集計世帯数	1,448	1,418	1,405	1,405	1,404	2,990	1,349	1,398	1,408	1,433	1,416	1,422
世帯主の年齢(歳)	76.4	76.4	76.1	76.4	76.5	76.4	76.2	76.2	76.4	76.6	76.7	76.7
受取	381,388	842,630	417,345	843,025	377,289	836,029	395,707	821,768	386,208	981,658	404,637	854,930
実収入	25,343	451,401	19,904	455,763	23,877	449,945	27,303	455,796	44,387	572,703	57,751	475,803
經常収入	16,405	444,484	16,003	451,399	20,213	440,185	19,531	450,972	19,081	467,933	23,174	467,382
特別収入	8,937	6,918	3,901	4,364	3,664	9,761	7,772	4,824	25,306	104,770	34,577	8,421
実収入以外の受取(繰入金を除く)	279,801	323,138	313,041	310,841	272,310	309,945	288,798	292,334	258,622	333,045	265,666	301,671
繰入金	76,244	68,091	84,401	76,421	81,101	76,139	79,605	73,638	83,200	75,910	81,220	77,455
支払	381,388	842,630	417,345	843,025	377,289	836,029	395,707	821,768	386,208	981,658	404,637	854,930
実支出	255,770	277,472	275,210	276,060	249,723	277,567	254,777	250,064	227,935	287,529	237,094	264,157
消費支出	249,676	234,389	237,266	227,869	227,844	235,547	239,400	201,242	198,744	229,480	217,181	218,847
食料	64,839	64,945	66,690	63,529	63,964	67,892	66,463	63,434	65,143	65,224	62,967	66,741
住居	12,628	10,331	8,937	17,342	15,999	10,156	10,278	9,947	8,276	17,376	17,256	15,859
光熱・水道	23,851	21,074	20,911	16,846	15,698	16,364	24,305	22,231	19,140	17,552	15,832	16,239
家具・家事用品	8,065	6,873	8,884	11,416	12,725	12,497	7,178	7,496	9,449	13,356	12,490	12,764
被服及び履物	5,017	5,794	7,046	6,185	5,946	5,008	3,579	2,533	4,602	6,044	5,033	3,800
保健医療	15,305	15,073	14,413	15,778	15,709	14,113	16,349	16,482	13,138	16,394	17,296	16,644
医薬品	3,129	3,427	3,131	3,009	3,474	2,936	3,321	3,145	2,914	3,384	3,134	3,475
健康保持用摂取品	1,650	1,389	1,228	1,302	1,430	1,404	1,343	1,804	1,474	1,761	1,890	2,020
保健医療用品・器具	1,233	1,693	1,785	3,249	1,702	1,568	1,812	2,057	2,184	2,921	1,943	2,438
保健医療サービス	9,292	8,565	8,269	8,219	9,103	8,205	9,873	9,477	6,566	8,327	10,329	8,712
交通・通信	30,221	31,066	29,700	24,858	27,407	28,450	37,812	23,897	26,529	26,310	22,662	23,037
教育	39	0	0	0	0	0	51	0	0	0	0	0
教養娯楽	24,601	28,830	28,092	24,524	22,088	21,924	18,541	17,849	15,788	17,892	18,564	18,174
その他の消費支出	65,110	50,403	52,593	47,390	48,307	59,143	54,842	37,373	36,679	49,333	45,081	45,589
非消費支出	6,094	43,084	37,944	48,191	21,879	42,019	15,377	48,821	29,190	58,049	19,912	45,310
直接税	2,524	13,811	36,510	16,307	11,130	10,688	6,277	22,416	28,349	27,014	10,333	10,702
社会保険料	3,550	29,101	1,400	31,874	10,748	31,282	9,033	26,406	836	30,970	9,564	34,608

1－2 後期高齢者の自己負担や 受診動向等について

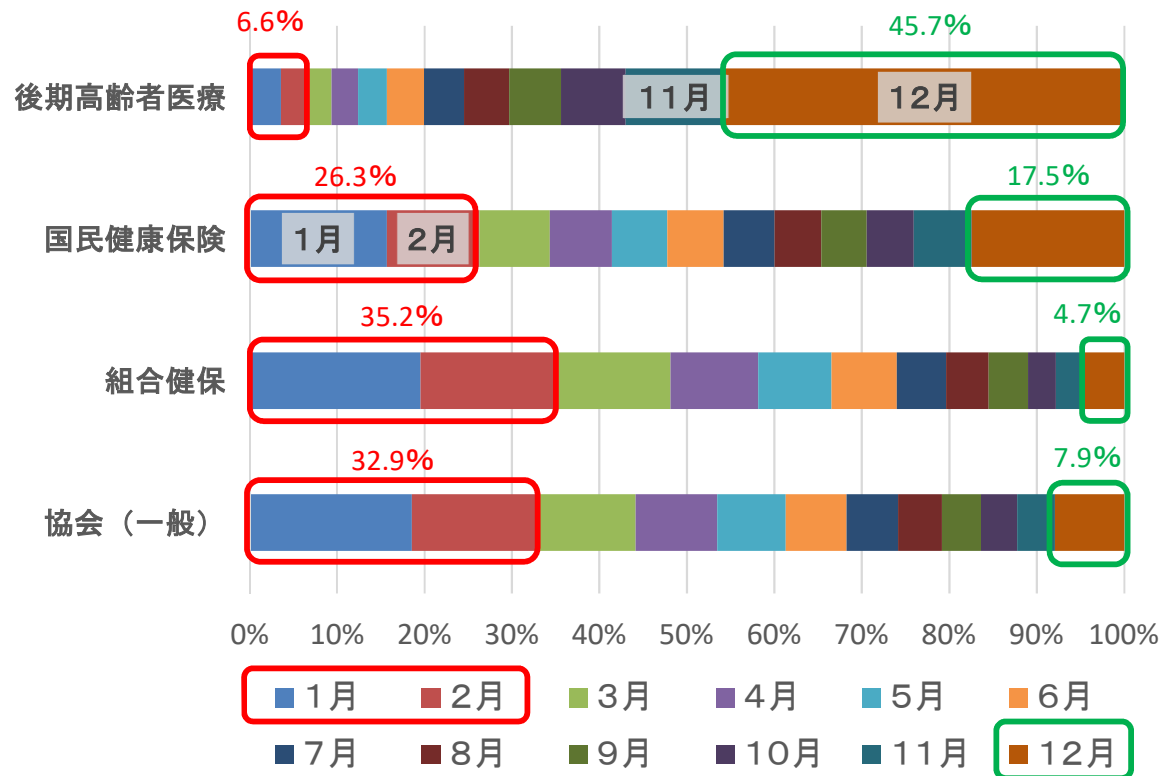
外来の受診動向の比較

- 外来診療を受けた者のうち受診月数が2ヶ月以下の割合は、被用者保険及び国民健康保険では約3割であるのに対し、後期高齢者医療では1割弱。
- また、後期高齢者医療では、外来受診者のうち5割弱の者が毎月診療を受けている。

年間で外来受診した患者の割合



受診ありの者の受診月数



出典：医療給付実態調査（平成30年度）

（注）1. 集計対象は、協会（一般）、組合健保、国民健康保険及び後期高齢者医療の加入者である。

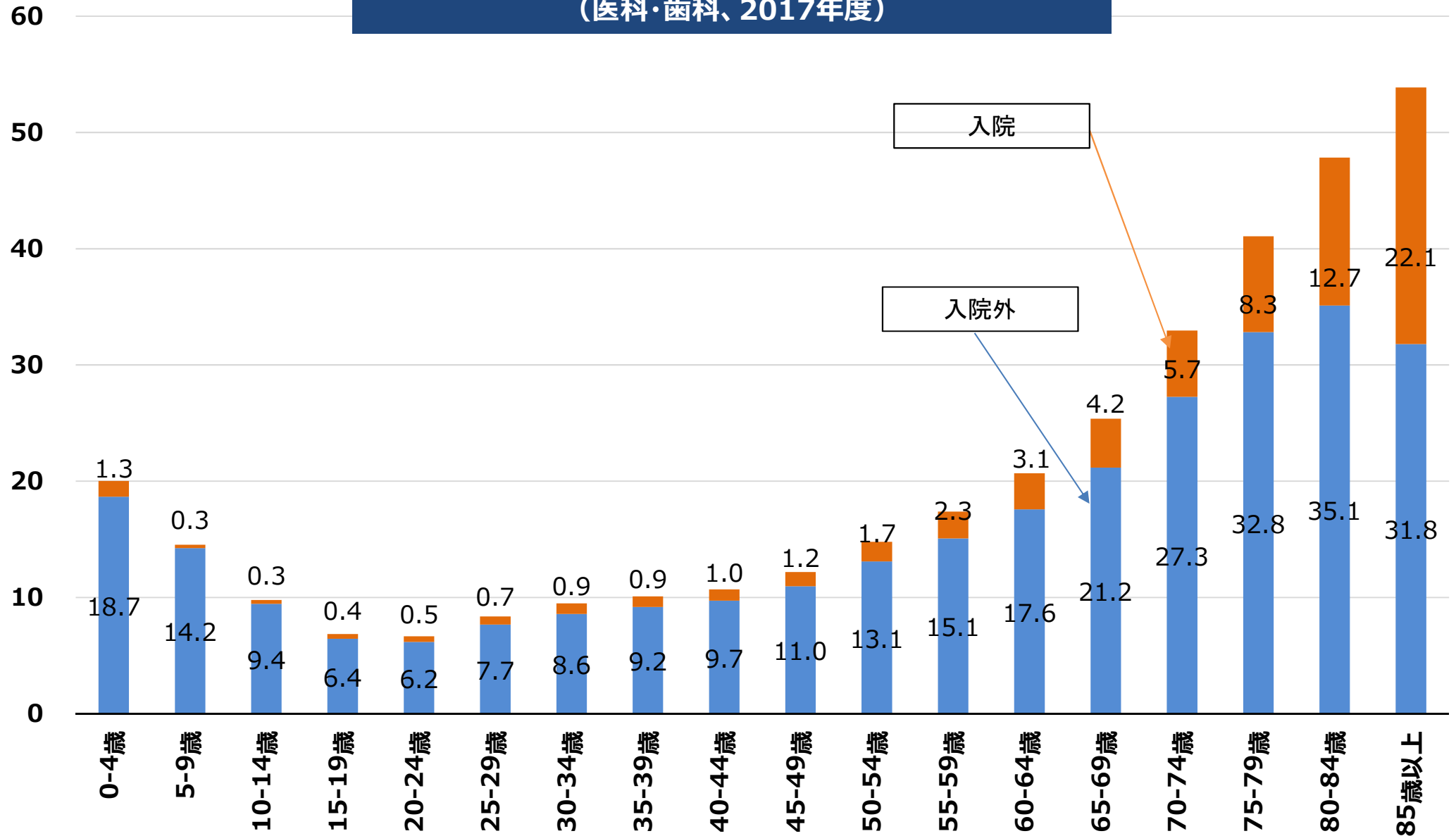
2. 同一医療保険制度内の同一の者に係るレセプトを合計し、個人単位のデータにして集計（「名寄せ」）したことから、平成30年度において1年間のうち外来を受診したことのある月の数を集計したもの。

3. 加入者数は、データの提出のあった保険者の加入者数の合計である。

年齢階級別 1 人当たり診療実日数

1 人当たり日数（日）

年齢階級別 1 人当たり診療実日数
(医科・歯科、2017年度)

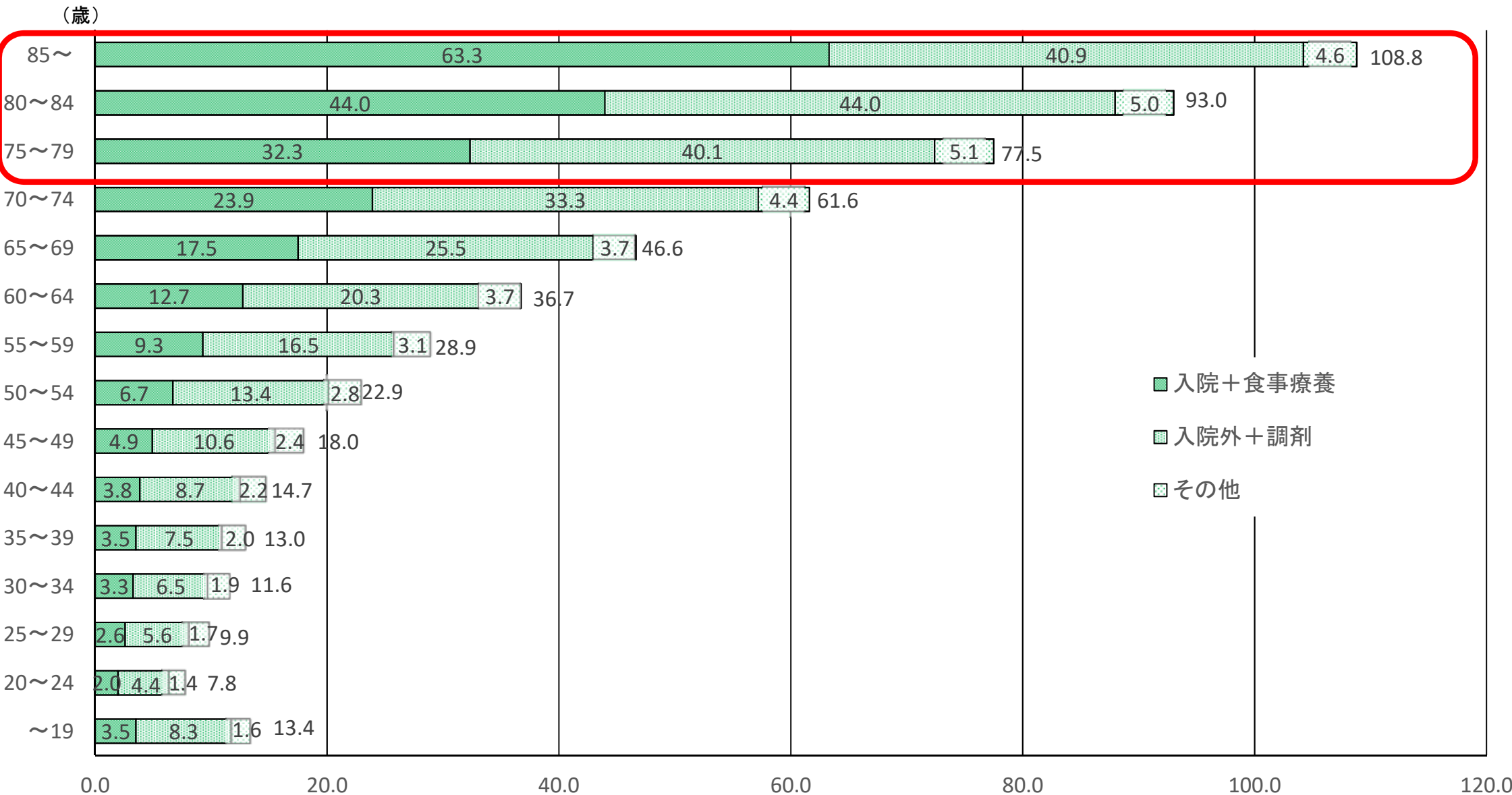


(出所) 厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」(2017年度)を基に作成。

※訪問診療、往診は基本的に「入院外」に計上されているが、往診の一部は「入院」に計上されている。

年齢階級別の１人当たり医療費

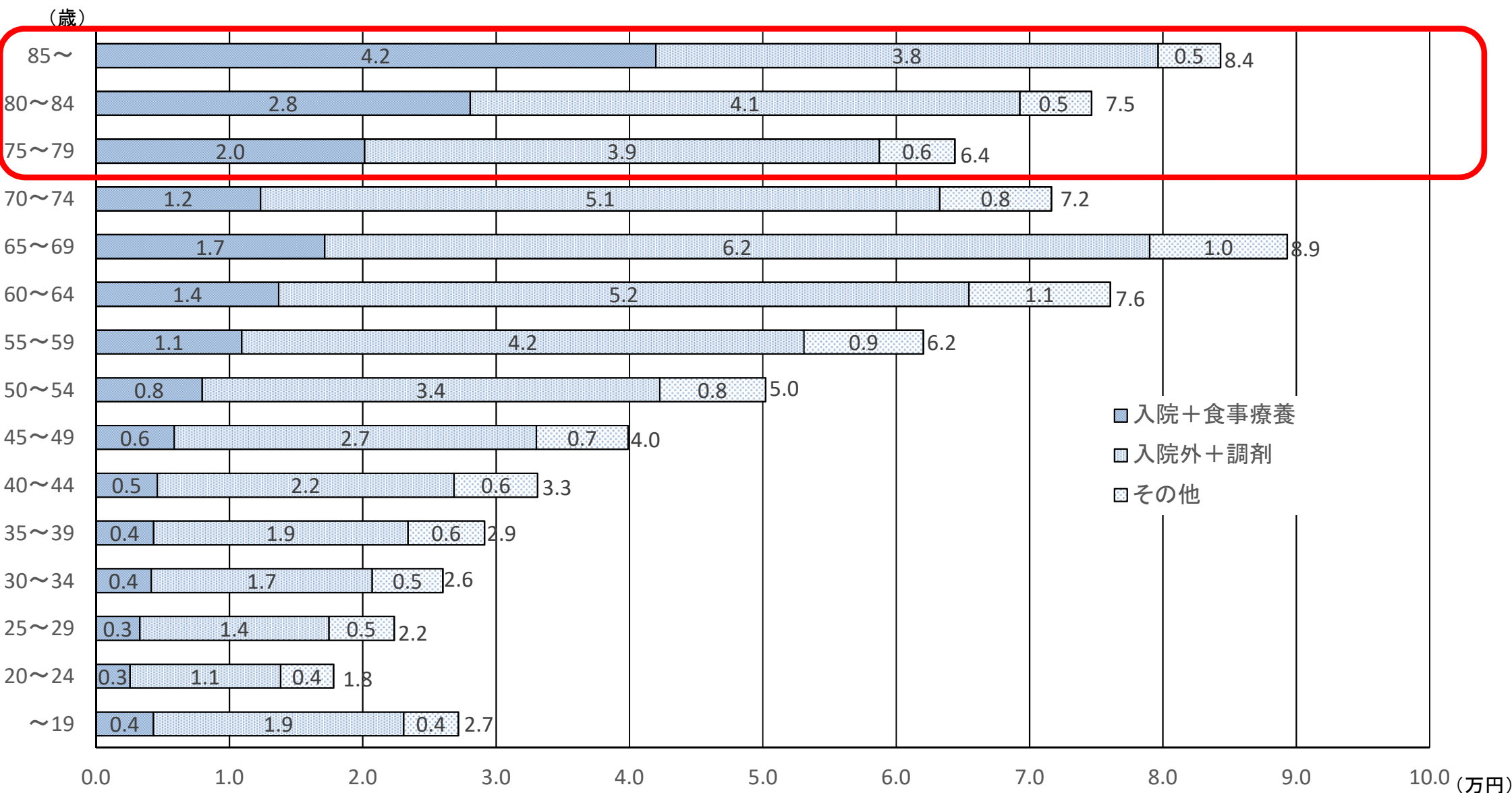
○ １人当たり医療費は、高齢になるにつれて増加する。



【出典】医療保険に関する基礎資料～平成29年度の医療費等の状況～
「その他」は歯科、療養費など

年齢階級別の1人当たり窓口負担額

○ 高齢になるにつれて医療費が増加することから、80歳以降、窓口負担額は70～74歳以上に高くなる



【出典】医療保険に関する基礎資料～平成29年度の医療費等の状況～

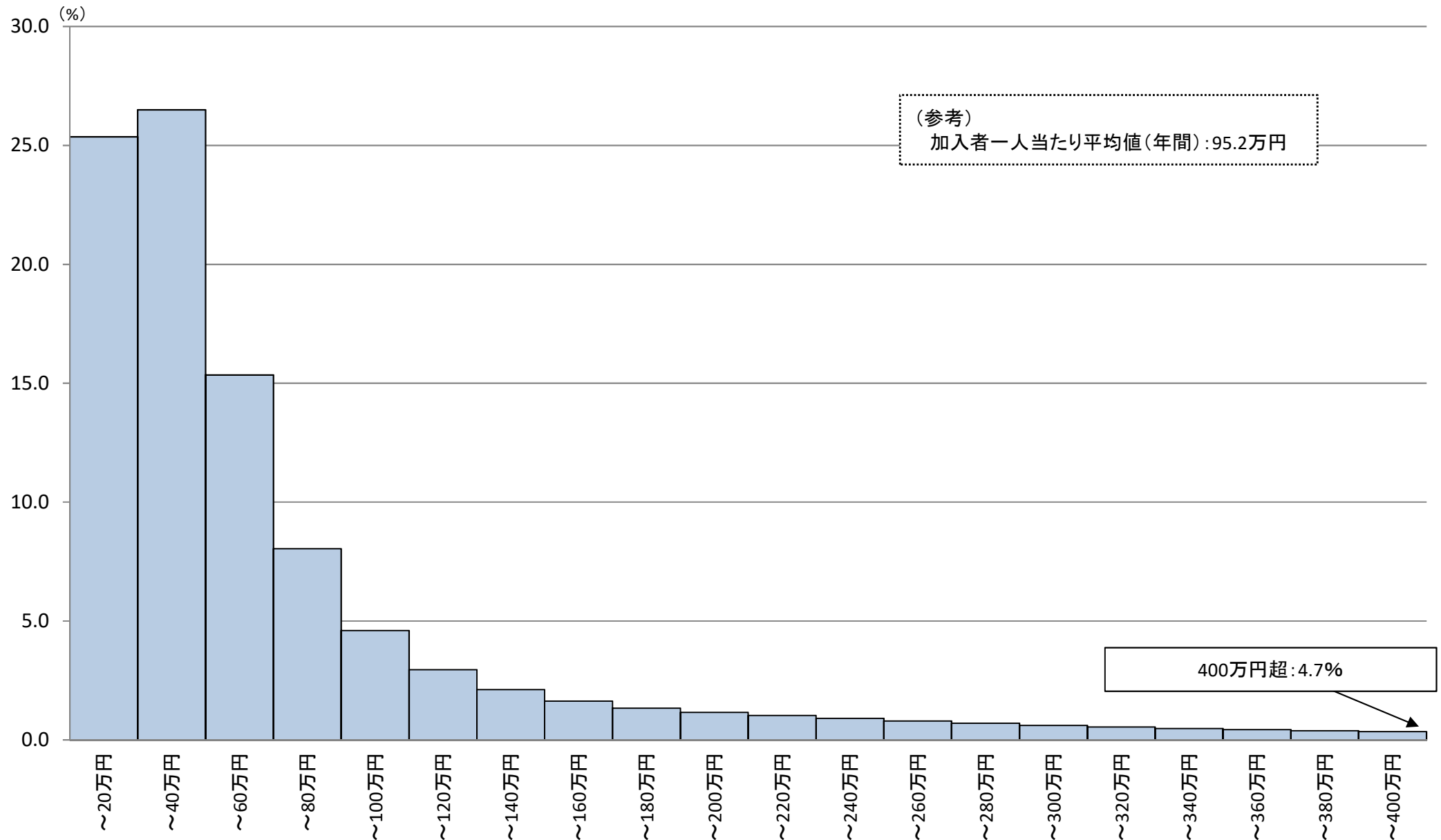
「その他」は歯科、療養費など

注) 窓口負担割合は、75歳以上は1割(現役並み所得者は3割)、70歳から74歳までの者は2割(現役並み所得者は3割)、70歳未満の者は3割。6歳(義務教育就学前)未満の者は2割。

なお、70歳～74歳までの者の2割は、平成26年4月以降70歳となる者が対象であり、その他の者は1割。

後期高齢者の医療費の分布状況(現役並み所得区分以外)

年間の医療費の分布:現役並み以外



出典:医療給付実態調査(平成30年度)を特別集計。

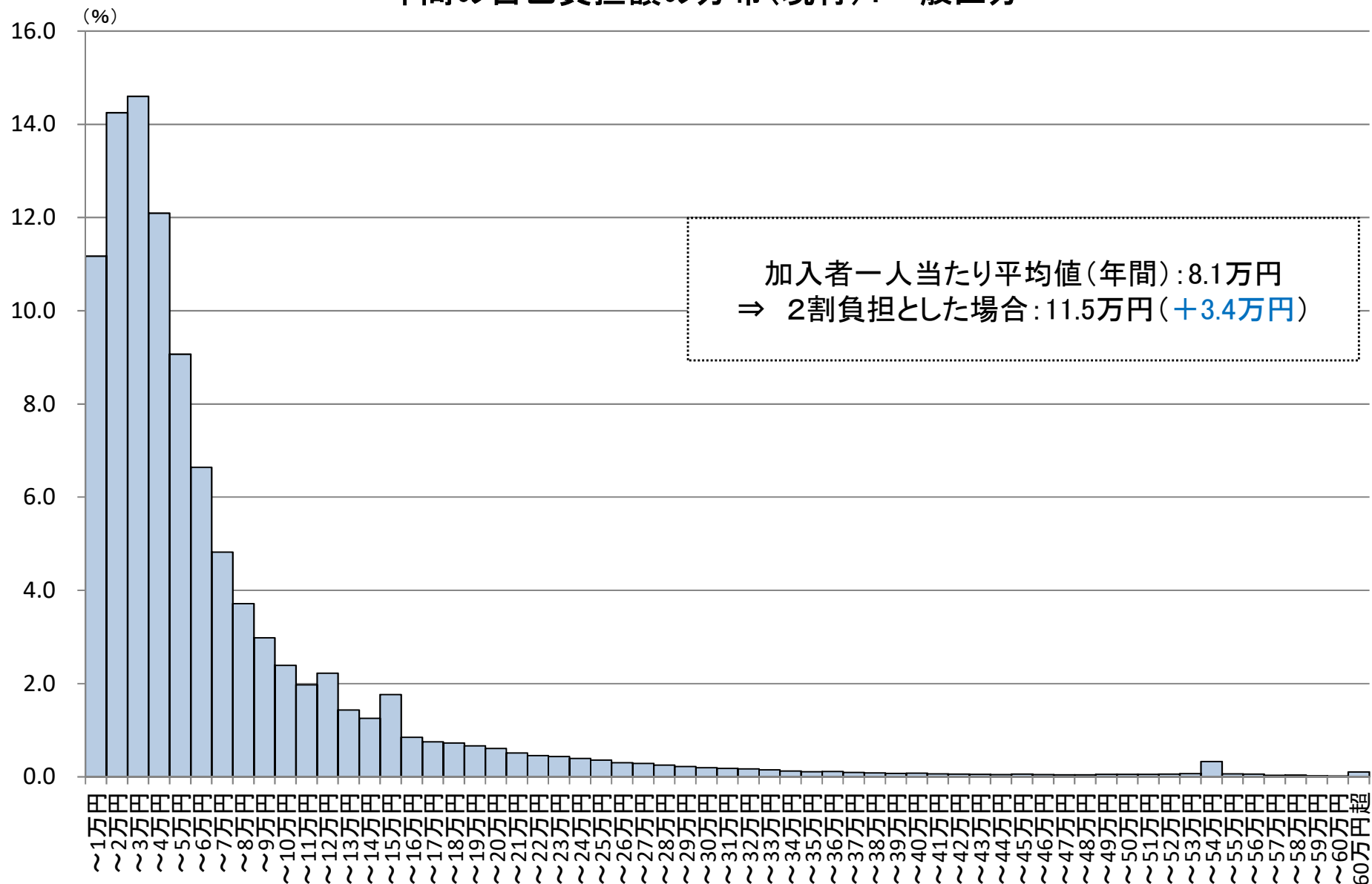
(注)1. 同一保険者内の同一の者に係るレセプトを合計し、個人単位の数値にして推計したものである。

2. 1年間医療機関を受診していない者を除く分布である。

3. 加入者一人当たり平均値(年間)は、平成29年度医療保険に関する基礎資料の数値。

後期高齢者の自己負担の推計分布状況(一般区分)

年間の自己負担額の分布(現行):一般区分



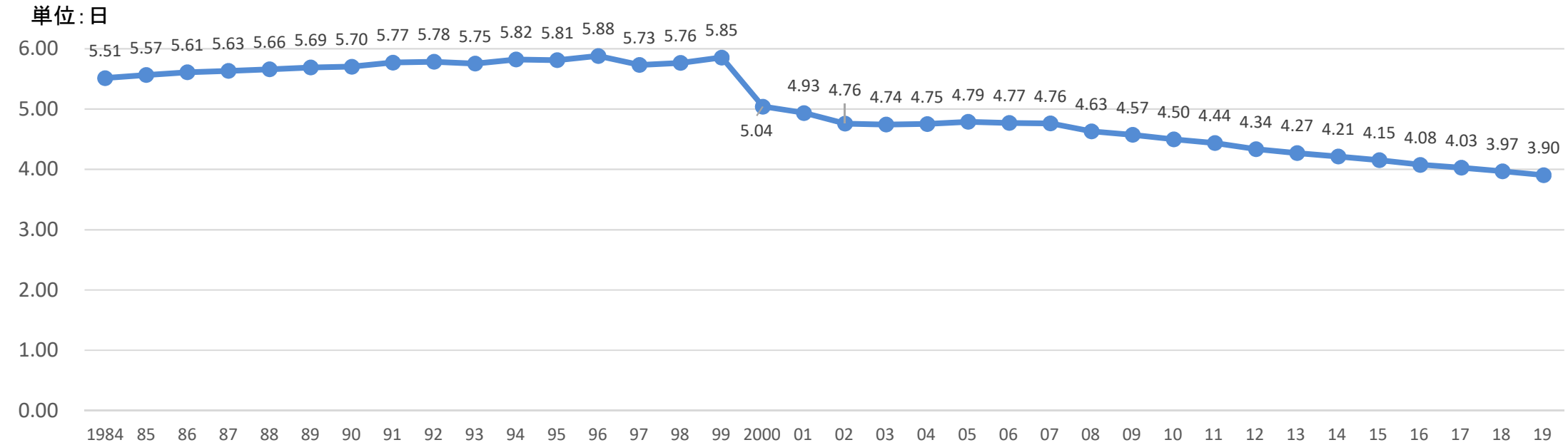
出典:医療給付実態調査(平成30年度)を特別集計。

※1 同一保険者内の同一の者に係るレセプトを合計し、現役並み所得者以外の医療費を個人単位で計算した上で、一般区分の高額療養費の負担限度額などを機械的に当てはめるなど、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもつてみる必要がある。

※2 1年間医療機関を受診していない者を除く分布である。

高齢者医療における1人あたり受診日数(1月あたり)の推移

○ 高齢者医療における1人当たりの受診日数は、平成12年度の介護保険導入に合わせて大きく引き下がり、それ以降もほとんど一貫して減少傾向。



	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
主な制度改正	・老人保健制度(S58)の引上げ(3割→5割) (定額負担)							・介護に着眼した公費負担割合の引上げ(3割→5割)				・介護に着眼した公費負担割合5割の対象拡大					・高齢者1割負担導入 ・介護保険制度導入 (介護に着眼した公費負担の廃止)		・現役並み所得者2割負担 ・現役並み所得者公費対象外 ・高齢者1割負担徹底				・現役並み所得者3割負担 ・高額療養費の見直し		・後期高齢者医療制度施行 ・高額介護合算導入								・高額療養費の見直し	・高額療養費の見直し		

【出典】医療費の動向調査の診療実日数を加入者数で除したもの。
※平成20年3月以前は老人保健法によるものであり、平成20年4月からは高齢者の医療の確保に関する法律によるもの
※平成14年から平成19年にかけて老人医療の対象年齢を70歳から75歳に段階的に引き上げている。

2 現役並み所得基準の見直しについて

現役並み所得の基準の見直しについて

新経済・財政再生計画 改革工程表2019 (令和元年12月19日)(抄)

○年金受給者の就労が増加する中、医療・介護における「現役並み所得」の判断基準を現役との均衡の観点から見直しを検討する。



以下の点を踏まえて、引き続き検討するべきではないか。

○ 現役並み所得者への医療給付費については公費負担がないため、判断基準や基準額の見直しに伴い現役世代の負担が増加することに留意する必要がある。

※現役並み所得者への医療給付費に公費負担を導入する場合、数千億円の財源が必要となる。

○ 「現役並み所得の基準」の算定の基礎となる現役世代の収入は、現在把握可能なデータは平成30年度のものである。新型コロナウイルス感染症の影響で、現役世代の収入に影響があると考えられるが、令和2年度の現役世代の収入は、現在、把握できない。